

聖籠町訓令第九号

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準（平成十一年聖籠町訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第三項第一号を次のように改める。

一 週所定労働日数が五日以上または週所定労働時間が三十時間以上の者の年次有給休暇

勤続勤務期間	付与日数
十六日以上一箇月まで	一日
一箇月超二箇月まで	二日
二箇月超三箇月まで	三日
三箇月超四箇月まで	四日
四箇月超五箇月まで	五日
五箇月超六箇月まで	六日
六箇月超四年六箇月まで	十五日
四年六箇月超五年六箇月まで	十六日
五年六箇月超六年六箇月まで	十八日
六年六箇月超	二十日
<p>備考</p> <p>一 付与期間 雇用期間毎に付与する。当該付与日数は次の更新期間に限り繰り越すことができる。</p> <p>二 付与単位 一日又は一時間とし、日に換算する場合は当該者の勤務時間をもつて一日とする。</p>	

第三項第二号を次のように改める。

二 週所定労働日数が四日以下かつ週所定労働時間が三十時間未満の者の年次有給休暇

備考	継続勤務期間							一年間の労働日数	週所定労働日数	付与日数
	三箇月超	六箇月超	一年超	二年超	三年超	四年超	五年超			
<p>一 付与区分は、一週間の所定勤務日数が定められていない者にあつては、一週間の所定勤務日数に換算する。</p> <p>二 区分によるものとする。</p> <p>三 区分によるものとする。</p> <p>四 区分によるものとする。</p> <p>五 区分によるものとする。</p> <p>六 区分によるものとする。</p> <p>七 区分によるものとする。</p> <p>八 区分によるものとする。</p> <p>九 区分によるものとする。</p> <p>十 区分によるものとする。</p> <p>十一 区分によるものとする。</p> <p>十二 区分によるものとする。</p> <p>十三 区分によるものとする。</p> <p>十四 区分によるものとする。</p> <p>十五 区分によるものとする。</p>	十五日	十三日	十二日	十日	九日	八日	七日	六から一六日まで	四日	
	十一日	十日	九日	八日	六日	六日	五日	八から一六日まで	三日	
	七日	六日	六日	五日	四日	四日	三日	七から一六日まで	二日	
	三日	三日	三日	二日	二日	二日	一日	四から一六日まで	一日	

第三項第三号を削り、同項第四号を第三号とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。